

ベルトコンベアを 購入した場合は？

慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。



新人さん：工場に新しいベルトコンベアを導入したんですね？

先輩：ああ、前に使っていたベルトコンベアが償却年数を超えたからね。

新人さん：工場の人たちも、搬送速度が速くなって効率的になったと喜んでいました。

先輩：ところで、ベルトコンベアは何の勘定科目で処理したらいいと思う？

新人さん：工場内とはいえ、製品を搬送するためのものですから、「車両運搬具」ですか？

○解説

「機械装置」とは、事業用に所有・使用している機械や装置、また搬送設備やその他の付属設備を処理する勘定科目です。具体的には、動力を用いて物理的・科学的に加工するための設備、ブルドーザーなどの自走式の作

業機械、ベルトコンベアなどの搬送機などです。なお、「機械装置」には、現に事業用に使用している「機械装置」のほか、遊休や未稼働の「機械装置」も含まれます。

「機械装置」は個々の機械が独立して機能するものでなく、個々の機械が部分を構成する集合体として機能していることが一般的です。そのため、「機械装置」の減価償却は、個々の「機械装置」の耐用年数でなく、設備全体を1つの「機械装置」とみなして、「機械装置」に含まれる個々の「機械装置」の加重平均による総合耐用年数を使用する総合償却という計算方法がとられます。

総合償却では個々の「機械装置」の簿価が記録されないため、全体の「機械装置」のうち一部を除却する場合、その除却価額が問題となりますが、原則として、総合耐用年数による未償却残高方式で計算します。

なお、継続的に適用する場合は、個別耐用年数による未償却残高方式なども認められます。

ケース1 機械を購入した場合

工場に新しいベルトコンベア180万円を導入した。代金は引き取り運賃20万円と合わせて、翌月末に支払うことになった（税別）。

【借方】	機械装置	2,000,000	／	【貸方】	未払金	2,200,000
	仮払消費税等	200,000				

ケース2 機械の一部を除却した場合

食料品製造用設備（耐用年数10年、定率法）のうち、機械A（耐用年数8年、取得価額100万円、取得後経過年数6年）を20万円で売却（税別）し、代金が翌月末に入金される。

経過年数6年の未償却残額割合は、耐用年数10年は0.262、耐用年数8年は0.158である（本ケースでは、総合耐用年数を10年として、機械Aの未償却残高とする）。

【借方】	未収入金	220,000	／	【貸方】	機械装置	262,000
	固定資産売却損	62,000			仮受消費税等	20,000